

夫婦同姓合憲

日本社会に定着している夫婦同姓は合理的だ。そう結論付けたのは妥当である。夫婦が同じ姓を名乗る民法の規定について最高裁大法廷は合憲とする判断を示した。

現行制度では、日本の伝統的な家族観に沿うもので社会に広く受け入れられている。夫婦が責任を共有し子供を育てていくことで家族の一体感につながる。夫婦同姓が決して差別したり人格を傷つけるものでもない。仮に別姓が導入されれば、親子が別々の姓になる事態も生じる。子供にとって良いものか。女性の不利益とは言い難い。男だって養子縁組して女性の姓を名乗っているものも多くいる。

税法上の問題や配偶者控除など、相続の場合も難しい立場になる。結婚すると夫婦どちらかの姓を選ばなければならない。多くの国民が夫婦受け入れるのが現実である。人々のいとなみに合致した柔軟な民法の手直しが必要だが。制度上やむを得ないことも考慮する必要もあるように思う。近所づきあいもない家庭や孤立した都会や税法上の問題、子供と家族の問題、さまざまなことがどうするのか、他国がそうでないからの別姓を認める問題とは違い、日本でどうなのかが重要だと私は思う。